

3. 基本方針の検討

(1) 拠点施設及びその他施設整備の基本方針

1) テーマ

宇佐市スポーツ推進計画の目標の一つである「スポーツのできる場所づくり」実現のため市のスポーツ施設の中核である「平成の森公園」、「総合運動場」、「スポーツ公園（旧ポリテクセンター跡地）」を**拠点施設**として整備する。

そのため、上記3施設については、機能の強化及び利用の促進を図り、宇佐市におけるスポーツの拠点（平成の森公園、総合運動場）および準拠点（スポーツ公園（旧ポリテクセンター跡地））づくりを推進する。

加えて、**その他施設**についても、市民ニーズや利用状況に応じ、適切な機能更新や維持管理を図り、市民のスポーツのできる場所づくりを推進していく。

これにより、宇佐市スポーツ推進計画の目標の一つであるスポーツのできる場所を創出し、スポーツ振興を通じて宇佐の地域づくりに貢献する。

計画に当たり以下のテーマを設定する。

市民が“する”“みる”“支える”
宇佐のスポーツコアの創出



いんない石橋マラソン大会
（平成の森公園）



全国大学選抜相撲宇佐大会
（総合運動場 相撲場）

2) 基本方針

■ 学童から高齢者、誘致大会利用まで多様な利用と様々な意見に対応した施設整備を目指す

拠点施設は周辺の学童から高齢者まで幅広い層の利用に加え、広域大会の利用も想定されます。また関係する各種団体も多く存在します。このため多様な利用を想定し様々な意見を伺いそれに対応した施設整備を目指します。

■ 交流・集客の中心となり地域コミュニティやスポーツ観光に対応した市民が誇れる施設整備を目指す

拠点施設は宇佐のスポーツコアとして交流や集客の中心となる施設を目指します。加えて地域コミュニティを支え、スポーツ観光を成り立たせる施設として市民の誇りとなる施設整備を目指します。

■ 施設にヒエラルキーを持たせ、相補的な利用に対応した整備を目指す

拠点施設は階層（上下関係）を持ち、市民や広域からの利用者のニーズに対して施設同士の連携によって相補的な利用に対応できる施設整備を目指します。

■ 施設の有効利用を図るとともに優れた計画的な維持管理運営を目指す

拠点施設は宇佐市の人口規模に応じた適正なグレードの施設整備を目指します。また施設の様々な有効利用を検討し、広く市民のニーズに適応し市民の利用に供する施設を目指します。また、市内に不足する施設については定住自立圏の形成に関する協定（スポーツ振興）により近隣市と連携しながら、施設を有効活用することで多様なスポーツ需要に応えていきます。加えて民間活用を含めた維持管理運営を図り優れた施設管理を目指します。

■ その他の施設の維持管理に取り組み、スポーツに参画できる環境づくりを目指す

その他の施設についても、適切な維持管理によって、より多くの市民にとってスポーツに参画することができる環境づくりを目指します。あわせて現在、市が策定に取り組んでいる固定資産台帳整備・公共施設等総合管理計画に沿って市民の利用が少なく需要が見込めない施設については、集約化を視野に入れた、施設の廃止や他の施設との統廃合のほか、管理の移管を含めて効率的な施設運営を目指します。

(2) 拠点施設の機能と整備目標

1) 拠点施設の機能と整備目標

拠点施設の求められる機能と整備目標を以下に示す。

施設名・概要	対象施設（現況）	整備目標（案）	強化項目	備 考
■ 平成の森公園 概要：旧院内町に立地する多目的運動広場、屋根付運動広場、テニスコート、野球場、農村交流センター、駐車場などを持つ複合スポーツ施設。 開設：屋根付運動広場石橋童夢（平成 9 年） 多目的運動広場（平成 11 年） 野球場（平成 12 年） テニスコート（平成 13 年） 農村交流センター（平成 14 年）	1. 多目的運動広場 ・ 400mトラック（7 レーン）	・ 公認レベルの全天候型競技場に整備	・ 全天候型トラック（周回走路）の整備 ・ 8 レーンに整備	・ 現在利用の代替が必要 ・ ジョギングコースの再整備 ・ 多目的運動広場から競技場等への名称変更へ
	・ フィールド（天然芝）	・ サッカーの県大会が開催可能な整備（クラス 4） ・ ラグビー場としても利用可能な整備	・ サッカーフィールドを正式な大きさに整備（105×68m、芝面 107×71m） ・ フィールドを人工芝による舗装の整備 ・ フィールド内マンホールの移設	・ 火気厳禁 ・ 一般車両進入禁止 ・ クラス分類（クラス 4）での試合開催（地域主催大会（九州リーグ）、県大会） ・ 人工芝でのプロチームによる試合開催は困難
	・ 観覧席、クラブハウス（新設）		・ クラブハウス、倉庫と一体的な整備 ・ 本部や会議室として利用可能な部屋の整備	
	・ 倉庫	・ 倉庫へのアクセスと管理収納機能の向上	・ 車両が直接搬入可能な倉庫	
	・ 外構部	・ 競技場としての維持管理 ・ 大会時の運営の円滑化	・ 外周へのフェンス設置 ・ 入口部の増設	
	2. 屋根付運動広場 石橋童夢 ・ テニスコート（2 面） ・ ゲートボール場（4 面） ・ フットサル場（2 面） ・ 移動式相撲場（1 面） ・ 固定観覧席（400 席）	・ 童夢の利用促進 ・ 多目的利用によるコートの再整備（テニスコート兼フットサル場 2 面のクレイ舗装を再整備） ・ 利用機能の更新	・ 既存のクレイ舗装を再整備 ・ 防球ネットの全面整備 ・ 移動式相撲場の収納施設整備 ・ シャワー室の修繕	・ 雨天時の野球練習場としての利用を促進
	3. テニスコート ・ テニスコート（4 面）	・ 現況機能の維持更新	・ 既存テニスコート（4 面）改修 ・ 人工芝の張り替え ・ 休憩施設の更新	・ 石橋童夢と併用して活用を図る
	4. 野球場 ・ 両翼 95m、中堅 120m ・ 固定観覧席（867 席）	・ 野球場の芝生育成と維持管理向上 ・ 公式大会の開催 ・ 硬式野球での利用ができる施設の整備	・ 外野用芝管理のための雨水貯水・散水設備の新設（水の確保） ・ 防球ネットの整備 ・ ブルペンの屋根の整備	・ 水は全体的に不足 ・ 冬芝の植付けやオーバーシーリングの検討
	5. 農村交流センター ・ 研修室（4 室）、調理実習室（1 室）、事務室、トイレ	・ 農村交流センターの滞在可能施設（合宿所）への整備	・ 宿泊機能、浴室整備による合宿可能施設への変更 ・ Wifi 設備の整備	・ 観光産業との連携の模索
	6. 駐車場	・ 駐車場台数の増設	・ 駐車スペースの確保	
	7. クロスカントリーコース（新設）	・ トラック＆フィールドと合わせた機能の向上により多様な要望に対応する整備	・ 芝生地造成によるスロープ状のクロスカントリーコースの整備	・ トラック＆フィールド、石橋童夢と合わせた利用を促進

施設名・概要	対象施設（現況）	整備目標（案）	強化項目	備 考
■総合運動場 概要：旧宇佐市内に立地する多目的競技場、 武道場、相撲場、弓道場、アーチェリー場、大型遊具などが整備された複合運動施設 開設：平成 5 年	1. 多目的競技場 ・ 400mトラック（6 レーン） ・ 野球場（1 面） ・ ソフトボール場（1 面） ・ 固定観客席（580 席） ・ 芝観客席（2, 500 人収容）	・ 競技用芝生による利用促進	・ 芝生の改修（洋芝化の検討）	・ 併せて不陸改修整備が必要
	2. 武道場 ・ 柔道場（2 面）、剣道場（2 面）、 固定観覧席（168 席）	・ 現状維持	・ 現状維持	
	3. 弓道場・アーチェリー場 ・ 弓道場射場（8 人立）、アーチェリー場射立（10 人立）	・ 現状維持	・ 現状維持	
	4. 相撲場 ・ 試合場（土俵 1 面）、屋内練習場（土俵 2 面）、屋外練習場（土俵 3 面）	・ 現状維持	・ 現状維持	・ 屋外練習場（土俵 3 面）の維持管理について、改修、撤去を含め、検討が必要
	5. 臨時駐車場	・ 一部多目的グラウンドとしての整備による利用の促進	・ クレイ舗装グラウンドの整備、適切な規模・機能による整備	・ 駐車場の代替整備が必要 ・ 駐車場としても利用可能な整備 ・ 芝生の養生期間の代替利用
■スポーツ公園（旧ポリテクセンター跡地） 概要：旧ポリテクセンター跡地にサッカー場、野球場などが整備された広場 開設：野球場（平成 16 年） サッカー場（平成 21 年）	1. サッカー場（少年用 2 面、大人用 1 面）	・ 少年サッカー大会の開催が可能な整備	・ クレイ舗装（真砂土）によるサッカーフィールドの整備 ・ 防風、防球対策	・ 少年サッカーの優先的利用への配慮が必要 ・ グラウンドゴルフとしても利用可能な整備が必要
	2. 野球場（1 面）	・ 少年野球大会、還暦野球大会の開催が可能な整備	・ 野球場としての再整備（バックネットやダッグアウト） ・ 野球場とサッカー場を区画する防球ネットの整備	・ 少年野球、還暦野球の優先的利用への配慮が必要
	3. ウォーキングコース（新設）	・ 地域住民が気軽に利用できる施設整備	・ サッカー場、野球場の外周を利用した整備	
	4. トイレ	・ 機能強化	・ トイレの新設	
	5. 駐車場	・ 機能強化	・ 野球場及びサッカー場に駐車場の新設	・ 施設へのアクセス道路の再整備が必要
上記拠点施設以外での設置検討が必要な施設	1. トレーニングルームの新設	・ 市民の健康増進のためのトレーニングルームの整備	・ トレーニングルームの新設	・ トレーニングルームへのインストラクターの配置が必要
	2. テニスコートの新設	・ テニスの県・九州レベルの大会の開催が可能なテニスコートの整備	・ テニスコートの 10 面の新設と大会運営機能（クラブハウス等）の整備	・ トレーニングルーム、テニスコートを配置する施設の選定が必要